

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 元吉 俊博

1 日 時

平成29年9月22日（金） 午後3時01分から
午後3時24分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

元吉俊博、吉富英三郎、森誠一、鴛海豊、阿部英仁、藤田正道、馬場林

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

堤栄三

6 出席した執行部関係者の職・氏名

警察本部長 松坂規生 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 警察職員の処分等について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 木付浩介
政策調査課調査広報班 主査 後藤仁美

文教警察委員会次第

日時：平成29年9月22日（金）15：00～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 警察本部関係

（1）諸般の報告

（2）その他

3 閉 会

会議の概要及び結果

元吉委員長 それでは、ただ今から文教警察委員会を開きます。

本日は全員出席でございまして、委員外議員として堤議員に出席いただいております。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔にお願いします。

それでは、警察本部から報告の申し出がありますのでこれを許します。

松坂警察本部長 20日の当文教警察委員会におきまして、中津警察署の警察官が豊後高田市内の知人宅で窃盗事件を起こした件につきまして、捜査、調査中と御報告を申し上げます。その件に関しまして、捜査、調査が調い、本日処分を行いました。その結果につきまして御報告させていただきます。

内容につきまして、首席監察官より御説明を申し上げます。

工藤首席監察官 事案概要について説明いたします。

処分をしました当該職員についてですが、甲、中津警察署の20代巡査長、乙、豊後高田警察署20代巡査長でございます。

処分の内容ですけれども、本日付けで窃盗事件、不適切交際等によりこの2名につきまして、行為責任として、甲を停職3か月、乙を戒告の懲戒処分といたしました。

処分事由ですが、甲職員につきましては、第1、平成27年頃から上司に報告することなく暴力団関係者と接触するとともに、同人に対し、金銭を貸し付けるなど不適切な交際をし、第2、本年7月30日午後4時50分頃、豊後高田市内の知人方におきまして置き時計等2点、時価合計200円相当を窃取し、第3としまして、本年1月頃、粉末を違法な薬物と思い使用するとともに、2月下旬頃、同粉末を当該職員乙に渡すなどして、警察官

として不適切な行為をしたものでございます。

なお、当該職員乙の処分内容ですけれども、第1、平成28年5月頃から同年11月上旬頃までの間、婚姻中であつたにも関わらず、一般女性と不適切な交際をし、第2、同年5月頃から同僚等からの借財を繰り返し、第3、同年2月下旬頃、当該甲職員から違法な薬物である旨伝えられた上で受け取った粉末を使用するなど、警察官として不適切な行為をしたものでございます。

加門警務部長 ただ今首席監察官より御報告いたしました行為は、警察官としてはもちろん、一般的にも常識を欠く行為でございます。

県警におきましては、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼に応えることができるよう、高い倫理観の涵養に努め、職務倫理を保持するための指導、教養を継続的に行ってきたところでございます。

しかしながら、今回の事案を受け、本日、大分県公安委員会でも厳しい指導を受け、また、先日20日の文教警察委員会で頂いた御指導をも踏まえ、いまだ至らないところがあるということ認識し、若い人の気持ちに寄り添った教養、心に響く教養など、指導、教養の対象に応じた、より創意工夫を凝らした効果的な指導、教養を一層推進してまいります。

委員の皆様方には、今後も引き続き県警察に対する御指導をお願い申し上げます。

元吉委員長 以上で説明は終わりましたが、委員の皆さん、質疑、御意見はありませんか。

吉富副委員長 甲についてですが、これは暴力団関係者等ということになりますと、一昨日、私が申し上げましたけれども、中津、日田、この辺は県境の中でもやはり暴力団との接点が近いんじゃないかということをお願いして、その中で今、大分県では暴力団と認定

されているものが16団体あります。そして、山口組系が13団体、神戸山口組系が3団体、人数は確か200名ぐらいということでしたけれども、この中津署の甲という巡査長に関しては、これは県外の暴力団、それとも県内在住の暴力団、どうなるんですか。

工藤首席監察官 この部分で説明させていただくんですが、まず発覚の経緯から順を追って説明した方が御理解いただけるかと思えますので、御説明申し上げたいと思います。

甲につきましては、第2事案の窃盗事案で、被害者から届出がありまして、裏付け捜査で本人を聴取して認めることになるわけですが、当然私どもも捜査の過程といたしまして、原因動機を調べるということになって、本人の携帯電話等を調べましたところ、こういったいわゆる暴力団親交者、これは組員とか準構成員ではございません。そういう人間とのつながりが分かってきたと。

それと、この職員は今は中津署でございしますが、前任は大分市内の署でございました。そのときに、一般的な趣味を通じて知り合った人間、これは不良行為者のようだけれども、将来的にこういう者と付き合いをしておれば情報が入手できるんじゃないか、情報源として使えるんじゃないかという意図の下に交際を続けてきたと。その中で、今回、貸付けをしたということでございます。特に、そういった中津、日田とかの、今対立抗争にありますけれども、そういった暴力団の組員とか準構成員と直接にどうこうということではなく、市内のそういうやからと親しく親交を有するものという位置付けの相手でございました。

吉富副委員長 この概要を見てみますと、薬物粉末を使用していると出ているんですけれども、ということは、これは常習性のあった人間なんですか。それとも初めてだとか、そういうところまでは分かっているんでしょうか。

工藤首席監察官 これは全く初めてでございします。それと、第1事案でこういう暴力団と親交を有する者という話が出ていますので、

もしかするとこいつから入手したのではないかと当然県民の皆様は思われるかと思えますけれども、今のところ本人の申立てでは市内の駐車場で拾得したという話になっております。もちろん我々もそういう話は不自然ですので、かなりの追及をしまして、いろんな捜査等を尽くしましたが、そういった事実は確認できませんでした。

吉富副委員長 全国で、この押収物等が気がついたらなくなっているということも事例でよく出ていると伺っているのですが、そういうことは大分県警においては現在、過去、さかのぼって見たときにどれぐらい実際の事例があるか分かりますか。

工藤首席監察官 特に薬物につきましては禁制品ですので、保管方法が特殊物金庫の中で、員数もちゃんと確認するようになっています。そして、鍵は副署長が保管して取扱いをするということになっていますので、過去、うちの県警でそういった薬物が盗難、紛失したとかいった事案はございません。

吉富副委員長 当該処分等が、甲が停職3か月と、乙については戒告ということであります。これは私は厳しいのか厳しくないのか分からないんですけれども、今までのいろいろな事例とかに合わせて見たときに、この処分が適切であるとお思いかどうかだけを教えてください。

工藤首席監察官 この処分の内容につきましては、当然いろんな全国的なケース、過去のケース等を参考にして処分をしています。それと、この薬物につきましては、検査、調査の結果、たまたま使用したかすが残っておりましたので、検査しましたところ全く薬物の反応はありませんでした。ということですが、私どもとしましては、そういうことをすること自体、警察官として不適切ということで、重い軽いは別として、かなりこの辺を重く見まして、通常の処分よりは重くなっておると認識しております。

馬場委員 何点か。二つ目の被害者と甲との関係というのは、どういう関係にあるのかと

ということと、それから、この違法な薬物を使用したのが1月で、乙に渡ったのが2月下旬と。同じ物が渡っているのかどうかということはどうなんですか。

工藤首席監察官 まず、この被害者との関係でございますが、甲職員が22年拝命なんです、採用されて最初に赴任したのが豊後高田警察署で、その際に地域警察活動を通じて知り合った方ということでございます。ですから、一般的には我々もそうですけれども、警ら活動だとか、そういったことを通じてお世話になった方になります。本当によく面倒を見ていただいたようなんですけれども、こういう形で背信するというか、裏切ってしまうと非常に残念に思っております。

それと、この粉の関係ですけれども、本人が拾得したのは1月、そして本人が試してみたんなんですが、それをちょっとタイミングをずらして、甲と乙は同期生になりますが、同期生にこういうものだよという形で渡したということでございます。

馬場委員 置き時計2点、200円相当となっているんですけれども、そういうものを取るとかいう感じというのはなかなか、お金に困っていたということだからこれを取ったのか。普通だったら、200円という金額の物をなぜそこに……。

工藤首席監察官 それにつきましては、この第1に出ています親交を有する者との交際の中で、この者が2年前に親交を有する者と大分市内の警察署に勤務するときに知り合ったわけなんですけれども、頼まれてこの人間に数回にわたり数十万円の貸付けをしております。特に証文があるとかそういうことではありませんけれども。そして、今回、7月もそういう申込みを受けたものですから、もともと本人が貯金を貸していたわけですが、もう自分はお金がなくなったということで、こういう不適切など言うか、不祥事を起こしたということでございます。

馬場委員 最後に、この甲という方は、暴力団の関係者と接触するというようなことが行

われていたというのは、日常の中ではなかなか分かりにくかったんですかね。

工藤首席監察官 もちろん本人、当該職員甲は2年前にいろいろと趣味を通じて知り合って会話等を交わす中で、数か月後には親しく交遊があるものだということは認識していたようです。その上でお金を貸している。ただ、貸した理由は、相手からは事業だとか、事故を起こしたとか、そういった理由で貸し付けていたようにあります。

阿部委員 委員長に申し上げたいんですが、それとその前に、これは報告事項でしょう。今、審議をどうこうするわけじゃないので、聞くところによると、1時に報道関係には説明をして、そして、この時間帯で我々に説明をしたいというところで、報告事項ということでお聞きしたと受け取っていいわけですね。

先般、こういうことに対して、またその前の交通の免許証の問題についても、ほかの職員はもう大変頑張っているわけですからね。そういう人たちに対して、たった少数が全部をそういう県民に対してそういう誤った印象を与えてしまう、それはもうゆゆしきことなんで、もう少し規律をしっかりと正して頑張っていたきたいという申し入れはしたんですが。

今日は報告事項ということで私どもは受け取らせていただいて、今日の委員会は私は招集したと思いますが、こういう報告を受けて、決して許されざることだと思えますんで、委員長がこの委員会を取りまとめて、やはり県警本部に対してこうしていただきたいと代表して私は言うていただければいいんじゃないかなと思います。ほかの委員はどうですかね。もう一人一人、今こうだ、ああだと、最後にまたそれを取りまとめてどうこうするという段階ではないんでしょう。だから、私は委員長がしっかりとまた県警本部に対して当委員会を代表して申し入れをしていただく、これでいいんじゃないかなと思いました。

元吉委員長 先日来お願いしてきたことですが、本当にどこかたがが外れているというのが実態ではないかなと思います。

前回は申し上げましたが、警察活動そのものはここ近年、非常にいい成績と言いますか、職員の皆さんが一生懸命地域で頑張っておることが結果、成果として出てきております。そんな中でこういった不祥事が度重なるということが非常に考えにくいという部分が私ども実はございます。

松坂本部長始めこの組織はあるんですけど、逆に言ったら、実は本部長が気の毒かなというぐらい不祥事が最近続いたということで、これはやっぱりトップたる本部長が幾ら言っても、その下の部下たちが徹底して指導するなり、また調査するなりやっていかないと、なかなか完全に解決していかない問題だと思うんです。この前も言いましたけれども、是非、各部長、課長、それからずっと巡査まで、階級を迫って徹底してやってもらいたい。

今回、非常に情けないと言うか、恥ずかしい事件です。ただ、薬物ではなかったというだけで、本人たちは薬物として使用しているということを考えますと、あるまじき行為でございますので、そこ辺を徹底してもらいたいということと、特に若い警察官の皆さんが一生懸命やっているのにこういう不祥事が生じるということになると、本当に県民に対して県警の信頼を揺るがす状況になろうかと思えます。

今までいろんな案件もございましたけど、今回の案件は本当に警察官としてあるまじき行為だと思います。そういった意味で、まだまだあるかも分かりません。是非若い警察官も含めて、教育の徹底、それと現状があるのであれば、正直に今報告させて、そこ辺の芽をしっかり摘んで再出発をしていただきたいというのが私ども委員会として、また県議会として皆さん方に強く要望したい事項でございます。

いろいろなことがありましたけれども、本当にこの際しっかりと各署にも下ろしていただいて、それぞれの各署の課で一番若い巡査までしっかりとそこら辺の調査もするし、綱紀粛正について徹底した指導を行うというふ

うに是非取り組んでいただきたい。ただその1点だけでございます。今後こういった県民の信頼を失うような不祥事がないように、とにかく重ねてお願いするというのが委員会の総意でございます。

本部長はいつも謝罪会見ばかりでございますけど、本当に本部長だけの責任ではないと。それぞれの皆さんが自分のすぐ下の署員に対して、自分の責任だということを実感してもらおうという体制で是非臨んでいただきたいと強く要望したいと思います。

ほかに何かございますか。

堤委員外議員 この「上司に報告することなく」という文言があるでしょう。カメラのときも結局、警察本部へ報告することなく担当がやってしまった。今回も、暴力団とのつながりがあれば本来は即上司に相談すべきですよ、金銭を貸すと。だって、ちゃんと報償費があるわけですから、情報を得るためには。

だから、そういうことについても結局上司に報告がないということは、結局、成績主義に現場が追い掛けられてしまっているという結果ではないかなと思うんですよ。ですから、正に風通しが詰まっている証拠だと思うんですね。だから、先ほどから委員長も言っているけれども、本当に一人一人の警察官が何かするときには上司に報告を必ずするという、こういう流れを県警の中でも本気になって作っていかないと、また繰り返してしまいますよ。

そういう点では本当に肝に銘じていただきたいと、私も委員長の意見に賛成でございますので、是非よろしくお願ひしたいと思えます。

元吉委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 なければ委員会を閉じたいと思います。

先ほど言いましたように、本部長以下皆さん方が本当にずっと下部までこの問題を本当に論議を重ねていただいて、ただ処分が終わったから終わりということにはならないよう

に、是非努めていただきたいと思います。
それでは委員会を閉じたいと思います。
お疲れさまでございました。